

欧米競争政策の動向のポイント

2021年11月29日 No.20

金子 晃 監修

内 容

I 米国競争法(政策)

1 買収事件

- (1) 司法省、自治体向け鋳造品メーカー・ニーナの US ファウンドリ買収計画を条件付きで承認(2021年10月14日)
- (2) 連邦取引委員会、透析クリニック所有者ダヴィータによるユタ大学の全ての透析クリニックの買収について、①幾つかのクリニックの売却に加え、②将来における一定の買収に関して当事会社が事前承認を受けることを条件として承認(2021年10月25日)

2 刑事事件

- (1) 警備サービス会社の元重役らが国防総省発注の警備サービス案件に係る入札で談合をしていた旨の有罪の答弁を行ったと公表(2021年10月18日)

II 欧州競争法(政策)

1 買収事件

- (1) 欧州委員会、S&P Global による HIS Markit の買収を条件付承認(2021年10月22日)
- (2) 欧州委員会、Illumina による GRAIL の早期買収を受けた競争への影響を阻止するため暫定措置を採択(2021年10月29日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241 FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

アンケートへのご協力をお願いします

公正取引協会

「欧米競争政策の動向のポイント」について、今後の参考とさせていただくため、以下のアンケートに御協力をお願いいたします。

1. 「欧米競争政策の動向のポイント」はどの程度読まれていますか。該当する項目の□に✓印を付けてください。

- A 毎号読んでいる B ときどき読んでいる
 C ほとんど読まない D その他 (_____)

2. 上記1でAまたはBと回答された方にお伺いします。興味のある内容はどれでしょうか。該当する項目の□に✓印を付けてください。

- A 米国および欧州 B 米国 C 欧州

3. 配信の頻度はどれくらいがよろしいでしょうか。該当する項目の□に✓印を付けてください。

- A 月1回(現状と同じ) B 月2回 C 2、3か月に1回
 D 重要な案件のあるときのみでよい E その他 (_____)

4. 速報性について、該当する項目の□に✓印を付けてください。

- A 当局の公表から1か月～2か月(現状と同じ) B 当局の公表から1か月以内
 C 重要な案件であれば当局の公表から2か月以上でもかまわない
 D その他 (_____)

5. ご利用方法について該当する項目の□に✓印を付けてください。

- A メールを受け取った方のみが利用 B 必要に応じて関係者に転送
 C 紙に出力したうえで回覧
 D その他 (_____)

6. 配信方法について該当する項目の□に✓印を付けてください。

- A 電子メール(現状と同じ) B 紙媒体
 C その他 (_____)

7. 欧米競争政策の動向のポイントや当協会の事業について、御意見・御感想等がありましたら、御記入ください。

※ お差し付かえなければ会社名をご記入下さい。

会社名

御協力ありがとうございました。FAX(03-3585-1265)でお送りください。

I 米国競争法(政策)

本号では、3件の事件を取り上げる。

1 件目は自治体向け灰色鋳物の供給者であるニーナによる同業者 US ファウンドリの買収計画について、司法省が一定の鋳物資産の売却を条件として承認をしたものである。

2 件目は透析クリニック所有者ダヴィータによるユタ大学の全ての透析クリニックの買収計画について、連邦取引委員会が条件付きで承認をしたものである。条件には、当事会社らが①クリニック3施設を売却し、また②将来における一定の買収について事前報告をし、事前承認を受けることが含まれている。本件の同意命令案は、連邦取引委員会が事前承認方針を再び使用し始めたことに伴い発せられた。

3 件目は刑事事件であり、事件では警備サービス会社の元重役2人が国防関連の警備サービス契約案件に係る入札において談合をしていた旨の有罪の答弁を行った。

1 買収事件

(1) 司法省、自治体向け鋳造品メーカー・ニーナの US ファウンドリ買収計画を条件付きで承認(2021年10月14日)¹

司法省は10月14日、Neenah Enterprise Inc.(以下「ニーナ」という。)がUS Holdings Inc.の子会社US Foundry(以下「US ファウンドリ」という。)の自治体向け灰色鋳物資産の取得計画を進めるには、ニーナ、US Holdings 及び US ファウンドリが一定の鋳物資産の売却をしなければならない旨を公表した。ニーナ及び US ファウンドリは、東部と南部に所在する11の州における自治体対応の灰色鋳鉄品を製造するたったの3社の主要な供給者のうちの2社である。自治体対応の灰色鋳物はカスタム化された成型鉄の製品である。当該製品には地下にアクセスするためのマンホールの蓋と枠セット、及び道路、駐車場また工業地帯での水を誘導するための排水溝の蓋などが含まれる。

司法省反トラスト局は本日、コロンビア特別区裁判所に対して当該計画の差止めを求めて民事提訴するとともに和解案を提出した。裁判所が和解案を承認すれば、同局の競争上の懸念は解消されることになる。

司法省反トラスト局リチャードAパワーズ局長代行は、以下の声明を発した。

「ニーナ及び US ファウンドリは公共事業や建設工事で使われる必要不可欠な鋳鉄品を全米各地の市町村に対し供給している。当初届け出られた買収計画では、これらの必要不可欠なインフラ製品の価格が上昇し、当該製品の品質が低下し、またその納期が長期化する蓋然性があった。本件の和解合意が実施されれば、全米各地の市町村はこれらの重要な

¹ Press Release, Department of Justice, Justice Department Requires Divestitures in Neenah Enterprises Inc.'s Acquisition of US Foundry, October 14, 2021.

製品を巡る競争による恩恵を受け続けられるようになる。」

和解案に定められている条件によれば、両当事会社は 500 以上に及ぶ自治体用鋳物のパターンプレートに関する一切の権利、権原及び利益を売却しなければならない。売却先としては、D&L Foundry Inc.(以下「D&L ファウンドリ」という。)又はアメリカ合衆国によって承認される他の代替的な購入者が明示されている。D&L ファウンドリは米国において自治体用灰色鋳物を製造する確立された供給者であるが、同社の販売はニーナと US ファウンドリが競い合っている州以外の州で主に行われている。D&L ファウンドリ又は資格を有する他の売却先は、売却対象のパターンプレートを取得すれば、ニーナと US ファウンドリが競い合っていた州に進出することができるようになる。

ニーナはウィスコンシン州ニーナに本社を置き、工業及び地方公共団体セクター向けに灰色及び延性がある鋳鉄品を製造している。ニーナは二つの工場を運営しており、工場はウィスコンシン州ニーナ及びネブラスカ州リンカーンに所在する。

US ファウンドリはフロリダ州ハイアリアに本社を置く US Holdings Inc.の完全子会社である。US ファウンドリは自治体用灰色鋳物をフロリダ州メドリーで製造している。

本件和解案は、反トラスト手続及び罰金法の定めにより、競争上の影響に関する司法省の意見とともに、連邦官報において公表される。如何なる者でも、その公表の日から 60 日以内に、和解案に関する意見を書面にて司法省反トラスト局国防・産業・航空宇宙課の課長宛てに提出することができる。意見提出期間が終了した後、コロンビア特別区裁判所は、本件の同意判決案が公益にかなうか否かの最終判断を下すことになっている。

(2) 連邦取引委員会、透析クリニック所有者ダヴィータによるユタ大学の全ての透析クリニックの買収について、①幾つかのクリニックの売却に加え、②将来における一定の買収に関して当事会社が事前承認を受けることを条件として承認(2021年10月25日)²

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は 10 月 25 日、DaVita, Inc.(以下「ダヴィータ」という。)が将来にわたって実施できる買収合併を厳格に制限している同意命令案を発した。ダヴィータは透析サービスの提供者であり、この命を救うヘルス分野において企業統合を試みてきたという歴史がある。本件同意命令案は、ダヴィータの買収案についての申立てが行われた後に発せられた。申立てでは、ダヴィータがユタ大学の全ての透析クリニックを買収するならば、ユタ州プロボ周辺地域における外来透析サービスを巡る競争が減殺されることとなるとされた。同意命令案に定められている条件によれば、ダヴィータは、プロボ周辺地域の透析クリニック 3 施設を Sanderling Renal Services, Inc.(以下「サンダーリング」という。)に売却し、競業避止義務協定その他の従業員制限協定を締結し又は実施してはならな

² Press Release, Federal Trade Commission, FTC Imposes Strict Limits on DaVita, Inc.'s Future Mergers Following Proposed Acquisition of Utah Dialysis Clinics, October 25, 2021.

い。FTC はユタ州司法長官室とともに本件捜査を行った。

FTC 競争局のホリー・ヴェドヴァ局長は以下の声明を出した。

「ダヴィータには、既に高度寡占化されている透析治療産業においてライバルの透析クリニックを買収しようとするという歴史がある。高度寡占状態は、概ねダヴィータ及び他の透析クリニックチェーンの買収活動の結果によるものである。これについて大変心配している。また、心配の度は一層大きくなっている。それは、これらのクリニックで働ける腎臓専門医の数が限られているが故に、当事会社らが反競争的な労働条件を押し付けられるようになるからである。これらの問題に対処するため、FTC は同意命令案において、人々の命を救うというこの重要なヘルスケア市場において労働の自由に対する制約を禁止し、またユタ州の消費者を他の反競争的慣行から保護する旨の規定を設けた。」

本同意命令案は将来における当事会社の企業結合活動を制限しており、その発出は FTC が事前承認方針を再び規定通りに使用し始めたことを示している。本同意命令案は、FTC の新しい事前承認方針声明の公表とともに発せられた。声明の公表により、FTC は産業界に対して、同意命令には将来における一定の買収の事前承認が再び規定通りに義務付けられることになる旨を通告した。承認対象は、法違反が起これると FTC が主張する各関連市場に影響を及ぼしうる将来の取引であり、承認期間は 10 年である。これらの措置は、数十年続いた方針を FTC が撤回したことに続く。この撤回は長年確立されていた行政慣行を停止し、同慣行では FTC の同意命令に従わなければならない合併当事者らに対して事前承認の取得が義務付けられていた。

FTC の申立書によると、ユタ州プロボ周辺地域において外来透析サービスを提供する事業者はたったの 3 社であり、買収が実施されれば、ダヴィータ所有の透析クリニックとユタ大学の透析クリニックとの間の直接的かつ活発な顕在競争が消滅し、また独占への傾向が生じる蓋然性がある。申立書によれば、プロボ周辺地域への新規参入は、本買収案の実行による反競争的効果の発生を是正するのにタイムリーに、かつ十分な規模で行われる蓋然性が無い。これは、透析治療を受けている患者に対し命に係わるような影響が生じうることを意味している。腎臓の働きがほとんど全て低下した状態にいる末期腎不全の患者たちは、特に影響を受けうる。このような状態にいる多くの患者は在宅透析を受けられない。また、これらの患者の多くは複数の健康問題を抱えているため、クリニック内透析治療を受けるのに 30 分又は 30 マイル(約 4.8 キロメートル)移動しえないか、移動しようとしにくい。

同意命令案に定められている条件に基づき、ダヴィータは、①プロボ周辺地域の透析クリニック 3 施設を売却し、また 1 年間移行サービスを提供しなければならない。加えて、ダヴィータは、②ユタ大学で雇われている医師との間で直接間接を問わず競争避止義務契約を締結したり、それを実施したりしてはならない(ただし、例外として、ダヴィータに雇われている医療ディレクターは競合クリニックの医療ディレクターに同時に着くことができる。)。さらに、ダヴィータは、③サンダーリングがダヴィータの従業員を引き抜く行為をしてはなら

ない旨規定する如何なる協定もサンダーリングと締結してはならず、また④売却先クリニックの患者を2年間にわたり直接的に斡旋や勧誘してはならない。

重要なことに、同意命令案の下で、ダヴィータは、ユタ州の如何なるところに所在する透析クリニックの如何なる所有権をも取得する前にFTCから事前の承認を10年間受けなければならない。この重要な措置により、FTCはダヴィータによる表面上反競争的な取引を迅速に特定し最終的に阻止することができるようになる。この点、ダヴィータは、買収計画をとっても良く企てたがる企業である。注目すべきことに、本日の同意命令案は買収により直接影響を受けうる市場以外の市場にも事前承認の射程を広げている。本同意命令案には広範な事前承認の条項が幾つかの理由で設けられている。それらの理由には、ダヴィータがこの命を救うサービスについて市場統合を試みてきたという歴史があることも含まれる。

FTCはユタ州司法長官室が本件の捜査に協力をしたことに感謝している。

FTCは同意命令案をパブリックコメントに付することを5-0で承認した。クリスティン・ウイルソン委員は同意意見を表した。本件について、FTCは同意命令案のパッケージを官報において間もなく公表する。公表文にはコメントの提出方法が記載される。コメントの受付期間は、当該パッケージが官報へ公表された後の30日間である。コメントは、受付後、regulations.govに公表される。

2 刑事事件

(1) 司法省、警備サービス会社の元重役らが国防総省発注の警備サービス案件に係る入札で談合をしていた旨の有罪の答弁を行ったと公表(2021年10月18日)³

司法省は10月18日、G4S Secure Solutions NV(以下「G4S」という。)の元幹部2人が、国防関連の警備サービス契約案件に関する入札談合、価格カルテル、及び顧客割当ての共謀を行っていたという起訴内容に対し、有罪の答弁を行った旨の公表をした。両被告はベルギーに所在するベルギー国民である。

裁判資料によると、元営業課長のバート・ヴェルベック及び元業務運営課長のロビー・ヴァン・メレは、競合他社で働く共犯者らと共に、警備サービス契約を割り振ったり、また落札価格を決定したりすることを共謀していた。割り振られた契約には、警備、モバイルモニタリング及び監視サービスに係るものが含まれており、契約は国防総省を通じてアメリカ合衆国、及び北大西洋条約機構・通信情報庁との間で締結された。この共謀の結果、警備サービス提供者の顧客は、競争入札プロセスの結果であるべき利益を奪われ、サービス提供の対価としてより高額な共謀価格を支払った。

³ Press Release, Department of Justice, Former Security Services Executives Plead Guilty to Rigging Bids for Department of Defense Security Contracts, October 18, 2021.

本年のより早い時期に、G4S は有罪答弁を行い、本共謀に参加していたとして刑の宣告を受けた。また、司法省は、本共謀に参加していたとする他の共謀者らも起訴した。司法省の捜査は継続中である。

司法省反トラスト局リチャード A パワーズ局長代行は、以下のように発言した。

「これらの個人の有罪答弁は、G4S に対する刑の宣告に続いて行われた。これらは、反トラスト局が反トラスト法の厳正な執行に努めていることを示すものである。反トラスト局及び Procurement Collusion Strike Force(調達共謀対策本部；以下「PCSF」という。)に属する同局のパートナーらは、政府調達プロセスを収奪しようとする個人と企業の犯罪者を捜査し訴追し続けることに専念している。」

国防総省監察総監室の国防犯罪捜査サービス課で課長代理を務めるポール K スターナルは以下の声明を出した。

「国防総省監察総監室の国防犯罪捜査サービス課では、国防調達プロセスの公正さを確保することが我々の重要な仕事の一つである。本日の答弁は、我々が他の機関と協力して違法行為を捜査し、訴追する能力を有することを示している。」

アメリカ合衆国陸軍の犯罪捜査司令部の主要調達詐欺ユニットでユニット長を務めるフランク・ロービーは以下の声明を出した。

「今回の結果は、政府調達プロセスの公正さを確保するための重要な一歩である。我々は米国軍隊と納税者の両者の利益を確保し続けることにしている。」

シャーモン法 1 条違反に対する罰則の法定上限は、10 年の禁固刑及び 100 万ドル(1 ドル＝112 円、約 1 億 1200 万円)の罰金刑である。罰金の上限額は、犯罪による利得の 2 倍の金額又は犯罪によって被害者が被った損失の 2 倍の金額の何れかの金額が 100 万ドルを上回る場合には、当該金額まで引き上げることができる。

2019 年 11 月に司法省は PCSF を創設した。PCSF は、政府による調達、補助金、資金援助プログラムに影響を及ぼす反トラスト犯罪と関連詐欺罪を撲滅するための共同法執行取組である。政府には連邦、州、地方自治体といった各段階のものが含まれる。2020 年秋期、PCSF はグローバル PCSF の創設によってその活動範囲を拡大した。グローバル PCSF は米国外で行われる財政支出を狙っている共謀を抑止、探知、捜査また訴追することを目的としている。

(お問い合わせは、佐藤 潤、経済法学者・慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

本号では、買収事件 2 件を取り上げる。

1 件目は、S&P Global による HIS Markit の買収であり、商品価格指標と金融データ分野の事業売却を条件に承認された。

2 件目は、Illumina が EU 合併規則の下での待機義務に違反し、欧州委員会の審査結果を待たずに GRAIL を買収したところ、欧州委員会が暫定措置を採択した。本件は、合併規則の下での待機義務違反により暫定措置が採択された初の事例である。

1 共謀事件

(1) 欧州委員会、S&P Global による HIS Markit の買収を条件付承認(2021 年 10 月 22 日)⁴

欧州委員会は EU 合併規則の下、S&P Global による HIS Markit の買収を条件付きで承認した。本件承認は、商品価格指標と金融データ分野の事業売却を条件とする。

欧州委員会による調査

S&P Global と HIS Markit は、全世界において商品と金融に関するデータを提供している主要な事業者である。欧州委員会の調査対象は、全世界の市場を対象とする商品価格の評価、市場戦略情報のほか、特にローンバリューチェーンにおける信用格付け、金融データ、インデックス、識別子、市場戦略情報の商品に特化していた。

欧州委員会は調査の結果、本件買収による競争の減殺により、以下の市場で価格が上昇し、選択肢と技術革新が減少するおそれがあることに懸念を表明した。

- ・原油、石炭、バイオ燃料、石油化学の価格評価

両当事会社とも、全世界の市場を対象に商品価格の評価を行っている主要な 4 社である。本件市場は、強力なネットワーク効果と、高い参入障壁を特徴とする。

- ・ローン識別子

HIS Markit は全世界において主導的な Loan X ID (LXID) を提供しており、一方 S&P Global はローン CUSIP(訳注：有価証券に付されている 9 桁の証券識別コード)を提供している。

- ・レバレッジドローン市場戦略情報

S&P Global は、全世界におけるレバレッジドローン市場戦略情報の有力な提供者であり、一方 HIS Markit も同社の LXIDs を含む極めて重要な情報を提供している。

- ・レバレッジドローン指標

⁴ Press Release, European commission, Commission approves acquisition of HIS Markit by S&P Global, subject to conditions, 22 October 2021.

両当事会社ともレバレッジドローン指標事業活動を行っており、買収後は本事業分野における競争が制限される。

提案された問題解消措置

欧州委員会が認定した競争上の懸念に対応するため、両当事会社は以下の問題解消措置を申し出た。

- ・商品価格指標の売却

Petro Chem Wire と CMM (Coal, Metals and Mining)を含む、IHS Markit の OPIS(石油価格情報サービス)を売却する。OPIS と CMM を売却することにより、原油、石炭、バイオ燃料、石油化学の価格評価に関する両当事会社の重複が解消される。

- ・S&P Global の金融データとインフラに関する事業の売却

- － 同社の CUSIP 発行とデータライセンス事業(CUSIP Global Services)を売却する。本売却は、ローン CUSIP 識別子の発行とデータライセンスを対象とし、ローン識別子分野における重複が完全に解消される。
- － 同社のレバレッジドローン 100 指標とレバレッジドローン市場戦略情報製品である LDC (Leveraged Commentary and Data)を売却する。本売却により、(i)レバレッジドローン指標に関する両当事会社の重複が完全に解消され、(ii)合併により誕生する事業者がレバレッジドローン市場戦略情報の競争者を市場から閉め出す動機付けが失われることになる。

上記事業は、欧州委員会が承認した 1 ないし複数の購入者へ売却される。

上記の構造上の措置は、商品価格評価、ローン識別子、レバレッジドローン指標、レバレッジドローン市場戦略情報の各市場に関して欧州委員会が認定した競争上の懸念を完全に払拭するものである。よって欧州委員会は、上記措置により修正された本件取引は、競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。欧州委員会の決定は、本件措置の全面的な実施を条件とする。

当事会社と製品

S&P Global は米国を本拠とし、全世界において信用格付け、商品価格評価、セキュリティ識別子、レバレッジドローン指標、レバレッジドローン戦略情報、資本・商品市場のデータと分析を提供している。

IHS Market は英国を本拠とし、産業界、金融市場、政府に情報と分析を提供している。同社はまた、価格と参照データ、識別子、金融インデックス、評価、取引サービス、データフィード、データ管理ソリューションを提供している。

なお本件は、2021 年 9 月 3 日に欧州委員会に届出がなされたものである。

(2) 欧州委員会、Illumina による GRAIL の早期買収を受けた競争への影響を阻止するため暫定措置を採択(2021年10月29日)⁵

欧州委員会は2021年10月29日、IlluminaがEU合併規則の下での待機義務に違反してGRAILを早期に買収したことを受け、市場における有効な競争条件を回復と維持するための暫定措置を採択した。

欧州委員会は2012年7月22日、IlluminaとGRAILの合併提案の効果に対する詳細審査を開始した。その直後の8月18日、欧州委員会が審査を行っている最中にIlluminaはGRAILの買収を完了した旨公表した。欧州委員会は9月20日、両当事会社へ異議告知書を送付し、EU合併規則の下での待機義務違反を受けた暫定措置を採択する意向を通知した。

欧州委員会は、両当事会社から意見を聴取した後、本日の決定により拘束力のある暫定措置を採択した。

本件は、これまで前例のない企業集中の早期実行を受けて暫定措置が採択された初の事例である。暫定措置は、欧州委員会による合併審査を停止し、当該取引が競争に与えるおそれのある回復不能な悪影響を回避するとともに、解体困難な当事会社の結合を阻止することを目的とする。

本日採択された暫定措置は、以下の事項を内容とする。

- ・GRAILは、Illuminaから分離された状態とし、(Illuminaではなく)GRAILの利益のみを考慮する独立した経営執行者により運営されること。
- ・IlluminaとGRAILは、法令遵守のため、又は通常の供給者／顧客の関係にある場合を除いて事業上の秘密情報の交換が禁止される。
- ・Illuminaは、GRAILの運営と発展に必要な追加的資金を確保する義務を負う。
- ・両当事会社間の事業上の関係は、事業慣行に従って独立企業間原則により行われ、GRAILの競争者を犠牲にして不当にGRAILを優遇しないこと。
- ・GRAILは、欧州委員会が本件取引について域内市場と両立しない旨宣言することで本件取引が実施できないシナリオに備えるべく、本件取引に代わる選択肢について積極的に考えること。

上記措置は、本件両当事会社を法的に拘束するものである。また上記措置は暫定的に適用され、欧州委員会の詳細審査の最終結果が下されることを停止するものである。両当事会社による暫定措置の遵守状況は、欧州委員会が承認する管財人により監視される。両当事会社が、上記措置のいずれかを遵守できない場合、それぞれ合併規則14条、15条に基づいて、両当事会社は1日あたりの平均売上高の5%を上限とする制裁金及び／又は全世

⁵ Press Release, European commission, Mergers: Commission adopts interim measures to prevent harm to competition following Illumina's early acquisition of GRAIL, 29 October 2021.

界における年間売上高の10%を上限とする制裁金の支払いが求められる可能性がある。

これと並行して欧州委員会は、詳細審査中に本件取引を実行することとした両当事会社による決定がEU合併規則違反として14条による制裁金を賦課する可能性について調査を継続する。両当事会社に責任が認定された場合、欧州委員会は両当事会社の全世界における年間売上高の10%を上限とする制裁金を賦課できる。

また欧州委員会は、本件取引に対する詳細審査も継続し、2022年2月4日までに決定を採択する。

当事会社と製品

Illuminaは、米国に本拠を置く世界的なゲノミクス企業であり、シーケンス装置、消耗品、関連サービスを含むNGS(次世代シーケンス)システムを開発、製造、販売している。同社のNGSシステムは多様な装置において使用されている医療デバイスであり、癌の発見、又は癌患者向けの適切な治療法選択のための血液検査を開発、運営している腫瘍学分野の顧客も有している。同社の2020年における全世界の売上高は30億ドル(約3450億円、1ドル=115円)であった。同社は、欧州では製品を直接、又は流通業者を通じて販売している。

GRAILもまた米国に本拠を置くヘルスケア企業であり、ゲノム配列決定とデータ・サイエンス・ツールに基づいた採血による癌テストを開発している。同社の癌早期発見検査の主力製品“Galleri”は、採血により無症状の患者について約50種類の癌を発見できるものである。同社は2021年4月、米国においてGalleriの限定的な販売を開始した。このほか同社は、開発中の製品として、(i) 癌の無症状患者の確認に使われる癌検査の診断支援、(ii) 癌治療を終えた患者の潜在的再発を発見する最小限の残存病変検査の2つを有している。同社は2016年にIlluminaにより創設され、同年の後半にIlluminaから分離された。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp までお願いします。)